

日 野 市
地球温暖化対策実行計画

日 野 市

目 次

1 計画策定について	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画策定の目的	2
1-3 計画の位置づけ	2
2 計画の対象範囲	3
2-1 計画の対象とする温室効果ガス	3
2-2 計画の対象とする市の事務・事業の範囲	3
2-3 計画の期間	3
3 市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況と特性	5
3-1 温室効果ガスの排出状況	5
3-2 温室効果ガスの排出状況の特性	6
4 温室効果ガスの排出削減目標	7
5 温室効果ガスの排出抑制のための取組	8
5-1 取組の基本方針	8
5-2 個別の取組	9
6 計画の推進	10
6-1 推進体制	10
6-2 点検・評価の体制	10

1 計画策定について

1-1 計画策定の背景

人の活動に伴って発生する温室効果ガスは、大気中にとどまり、地球から放出される熱を妨げる働きがあります。この温室効果ガスの濃度が増加すると、地球全体の地表及び大気の温度が上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼします。

これが、いわゆる地球温暖化問題で、その予想される影響の大きさからみて、人類の生存基盤に関わる最も深刻な環境問題です。

国際社会においては、この地球温暖化問題に対処するため、「気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)」が平成4年(1992 年)5月に採択され、我が国も同年6月に署名、平成5年(1993 年)5月に受諾し、条約は平成6年(1994 年)3月に発効しました。

平成9年(1997 年)12 月に京都で開催された条約の第3回締約国会議(COP3)においては、長期的・継続的な排出削減の第一歩として、温室効果ガス〔二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF_6)〕の排出量について法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。

我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)の第一約束期間に平成2年(1990 年)レベル(HFC、PFC、 SF_6 については平成7年(1995 年)を基準とすることができる。)から6%削減」するとの目標が定められました。

地球温暖化問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の結果起こった現象で、地球全体で対処していく必要があります。我が国では、条約及び同条約 COP3 の経過をふまえて「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下「法」という。)」を制定し、地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、積極的な対策を講じていくこととしました。

地方公共団体の責務等については、法第4条において温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進すること等が規定されるとともに、法第8条において温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等の義務付けがなされました。

1-2 計画策定の目的

市においては、「日野市環境基本条例」が市民の直接請求により平成7年(1995 年)に制定され、それに基づき平成 11 年(1999 年)に「日野市環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)が市民参画により策定されました。それを推進するために、平成 12 年(2000 年)12 月には、本庁舎において ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得し、環境への負荷低減のために、公共施設における電力等のエネルギー使用量削減などに取組んでいます。

このような市民との協働による成果を受けて、平成 13 年(2001 年)3月に「日野市地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」という。)を策定しました。これは法第8条に基づく地方公共団体の義務として、市の事務及び事業からの温室効果ガス排出抑制を目的としたものです。

また、計画の実行を通じて、地球温暖化問題に関する職員一人ひとりの意識高揚を図り、環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていくことを目指します。

1-3 計画の位置づけ

計画は、環境基本計画や日野市環境マネジメントシステムなどの取組と連携を図り推進します。

2 計画の対象範囲

2-1 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に次のように規定されています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 二酸化炭素(CO₂)② メタン(CH₄)③ 一酸化二窒素(N₂O)④ ハイドロフルオロカーボン(HFC)(13種類)⑤ パーフルオロカーボン(PFC)(7種類)⑥ 六ふっ化硫黄(SF₆) |
|--|

上記のうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)の削減を目指します。(5ページ参照)

2-2 計画の対象とする市の事務・事業の範囲

国の基本方針に基づき、計画においては、市の組織及び施設における事務・事業すべてを対象とします。

2-3 計画の期間

国の基本方針をふまえて、計画の期間は、平成13年度(2001年度)を初年度として平成17年度(2005年度)までの5か年とします。

【参考】温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスであり、産業、民生、運輸部門などにおける石炭、石油等の燃焼(電気などのエネルギー消費)に伴い発生します。 また、二酸化炭素の排出源の7割は電気の使用によるものです。
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼(ガソリン、軽油など)、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどに伴い発生します。 市においては、ほとんどが庁用車などの自動車利用によって発生しています。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、自動車の排出ガス、廃棄物の焼却、工業プロセスなどから発生します。 市においては、庁用車の利用に伴う自動車の排出ガス・一般廃棄物の焼却・市立総合病院で使われている麻酔用の笑気ガスによって発生しています。
ハイドロフルオロカーボン (13種のHFC)	代替フロン的一种として生産量が増加しており、スプレー製品の噴射剤、エアコンなどの冷媒用などに使用されています。 市においては、庁用車の廃車に伴うカーエアコンの廃棄によって発生しています。
パーフルオロカーボン (7種のPFC)	電子部品や電子装置などの機密性のテストのために使用する不活性液体で、半導体の洗浄用などに使用されます。 市においては、発生の原因となる事務・事業はありません。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変圧器などに封入され、電気絶縁用ガスとして使われた後、機器の点検や廃棄時に排出されます。 市においては、発生の原因となる事務・事業はありません。

3 市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況と特性

3-1 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出状況を把握するに当たり、市の組織及び施設の事務・事業について、平成 11 年度(1999 年度)[平成 11 年(1999 年)4月～平成 12 年(2000 年)3月]の活動量を調査し、温室効果ガス排出量の算出を行いました。

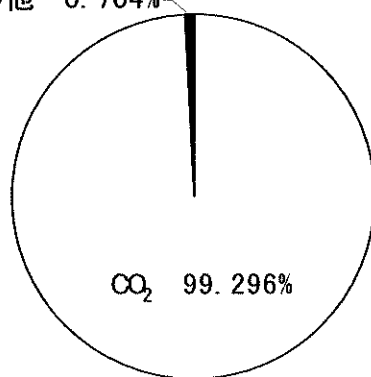
市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況は以下のようになります。

温室効果ガスの種類	年間排出量(CO ₂ 換算) [kg-CO ₂]	構成比
二酸化炭素(CO ₂)	19,517,062	99.296%
メタン(CH ₄)	3,552	0.018%
一酸化二窒素(N ₂ O)	127,856	0.650%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	7,046	0.036%
パーフルオロカーボン(PFC)	未算定	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)	未算定	—
合 計	19,655,516	100.000%

※計画は、職員を対象としているため、クリーンセンターにおいて焼却されるごみ(市民からの排出が含まれる)についても、職員だけによる排出量を推計しています。

※市では、PFC、SF₆の発生原因となる事務・事業はありません。

二酸化炭素(CO₂)が占める割合
その他 0.704%



市の事務・事業により排出される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)が 99%以上とほとんどを占めています。

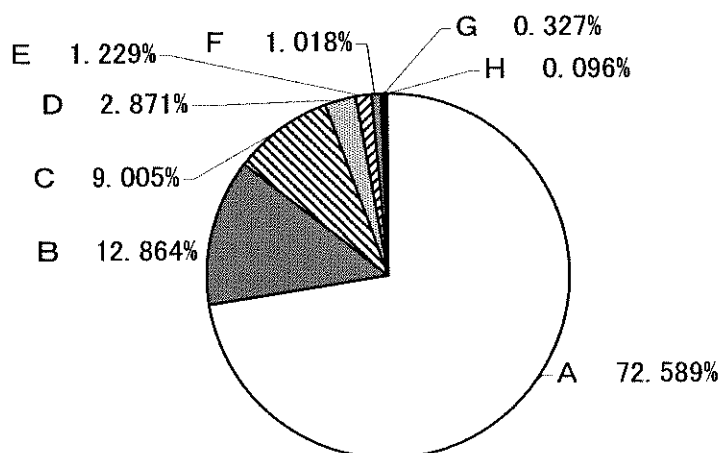
3-2 温室効果ガスの排出状況の特性

【二酸化炭素(CO₂)の排出状況】

5ページにおいて、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの約 99%は、二酸化炭素(CO₂)であることを示しましたが、二酸化炭素(CO₂)の排出状況について種類別に排出量をみると以下ようになります。

種 別	年間消費量等	二酸化炭素(CO ₂) 年間排出量 [kg-CO ₂]	構成比 [%]
A 電気使用量	36,893,893 kWh	14,167,255	72.589
B 都市ガス使用量	1,260,755 m ³	2,510,668	12.864
C A重油使用量	651,512 ㍓	1,757,584	9.005
D 灯油使用量	221,621 ㍓	560,347	2.871
E ガソリン使用量	101,732 ㍓	239,954	1.229
F 液化石油ガス(LPG)使用量	33,046 m ³	198,703	1.018
G 軽油使用量	24,107 ㍓	63,748	0.327
H 一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック類)	7.7 t	18,803	0.096
合 計	—	19,517,062	100.000

二酸化炭素(CO₂)年間排出量構成比



二酸化炭素(CO₂)の排出量の最も多くを占めるのは、電気の使用量で、約 73%です。次に都市ガス(約 13%)、A重油(約9%)と続きます。

4 温室効果ガスの排出削減目標

計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、以下に示すとおりです。

なお、1年に1回、環境管理委員会において、目標の見直しの必要について協議します。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

平成 11 年度(1999 年度)レベルより、全施設平均で3%削減し、
これを維持します。

さらに、満足することなく、より高い目標に向けて全職員努力します。

【目標値の考え方】

- ① 計画は、市職員等によって排出される温室効果ガスのみを対象とし、目標値を設定しました。
- ② 職員一人ひとり、各施設が今すぐできることを確実に実行した際に、削減できると想定される温室効果ガス排出量を試算し、目標値を設定しました。
- ③ 環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていくことを目指すために、今すぐできることを確実に実行すると同時に、次のステップとして、さらに努力をしていくことを考慮して目標を設定しました。

※ 日野市においては、平成 12 年(2000 年)10 月からのごみ改革により約 50%のごみ量を減少させており、市の事務・事業からの二酸化炭素排出量は、この効果により平成 11 年度(1999 年度)レベルより約 27%削減を見込むことができます。

しかし、正確にはこの二酸化炭素排出量の削減は市に計上するものではなく、市民生活における削減量とするのがふさわしいものです。したがって、市の取組にはクリーンセンターでのごみの焼却量の減少は算定せずに目標を設定しています。

5 温室効果ガスの排出抑制のための取組

次に示す基本方針に基づいて、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を体系化しました。

5-1 取組の基本方針

1) 物品やサービスの購入・使用

市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて、環境配慮物品リストをもとにしたグリーン購入や、電気・ガス・水道等使用量削減による省エネルギー・省資源化を具体的に推進することで、環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていきます。

グリーン購入法で定める環境省の方針を受けて、国、都や他の市と連携したグリーン購入を進めます。

【関連文書】

- 日野市環境マネジメントシステム文書
 - ・グリーン購入手順書(手順書 4.4.6-1)
 - ・環境マネジメントプログラム登録表(登録表 4.3.4)
 - ・省エネルギー及び省資源推進手順書(手順書 4.4.6-3)

2) 建築物の建築、管理等

市が行う公共事業において使用する建設機械の省エネルギー化を図るとともに、環境負荷の少ない型枠や再生資材の利用を促進します。

今後、改修または新設を行う公共施設については、雨水利用施設や太陽光発電システム、バイオガス発酵等の新エネルギーの導入を検討します。

また、二酸化炭素(CO₂)の吸収量を増加させるために、公共施設等における緑化を推進し、緑地信託や緑の保護育成制度を充実させることで、“緑と清流”に恵まれた市の特徴を維持します。

【関連文書】

- 日野市環境マネジメントシステム文書
 - ・環境マネジメントプログラム登録表(登録表 4.3.4)
 - ・省エネルギー及び省資源推進手順書(手順書 4.4.6-3)

3) その他の事務・事業の実施

廃棄物については、発生回避(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の順に実行します。

廃棄物の減量やごみの分別などを具体的に推進する取組を、「庁内廃棄物分別ガイド」をもとにして、環境に配慮した職場づくりを目指します。

また、個人的に持ち込んだごみの持ち帰りを徹底するなどして、職員一人ひとりの発生者責任の自覚を促します。

【関連文書】

■ 日野市環境マネジメントシステム文書

- ・環境マネジメントプログラム登録表(登録表 4.3.4)
- ・廃棄物削減及びリサイクル推進手順書(手順書 4.4.6-4)

5-2 個別の取組

個別の取組は別表1に示します。

※ 可能な限り施設ごとに数値目標を示し、計画の実効性を高めました。

※ 可能な限り具体的行動を示しました。

※ 市民、事業者が自主的に温室効果ガスの排出抑制等のための取組を進める上で参考になるものとなりました。

個別の取組に関する数値目標については、日野市環境マネジメントシステムで定めるところによります。

【関連文書】

■ 日野市環境マネジメントシステム文書

- ・環境マネジメントプログラム登録表(登録表 4.3.4)

6 計画の推進

6-1 推進体制

「日野市環境マネジメントシステムに関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、推進していきます。

また、市の施設においても、小・中学校については校長をエコマネージャーとするなど、「要綱」に準じて推進します。

【関連文書】

■日野市環境マネジメントマニュアル

・4.4.1 体制及び責任

6-2 点検・評価の体制

1) 点検・評価の体制

エコマネージャーからの報告に基づき、環境管理委員会において、取組状況や目標の達成状況について3か月毎に1回把握し、総合的に点検、評価します。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、計画の見直しを行い、次年度に、より効果的な取組を図っていきます。

総合的な点検・評価については、環境基本計画推進連絡会議で市民への報告及び意見交換を行います。

市民との意見交換を通じて、計画に対する評価を受けると同時に、地球温暖化対策のための行政の取組に関して、市民から広くアイデアを収集し、計画の推進及び改善を行います。

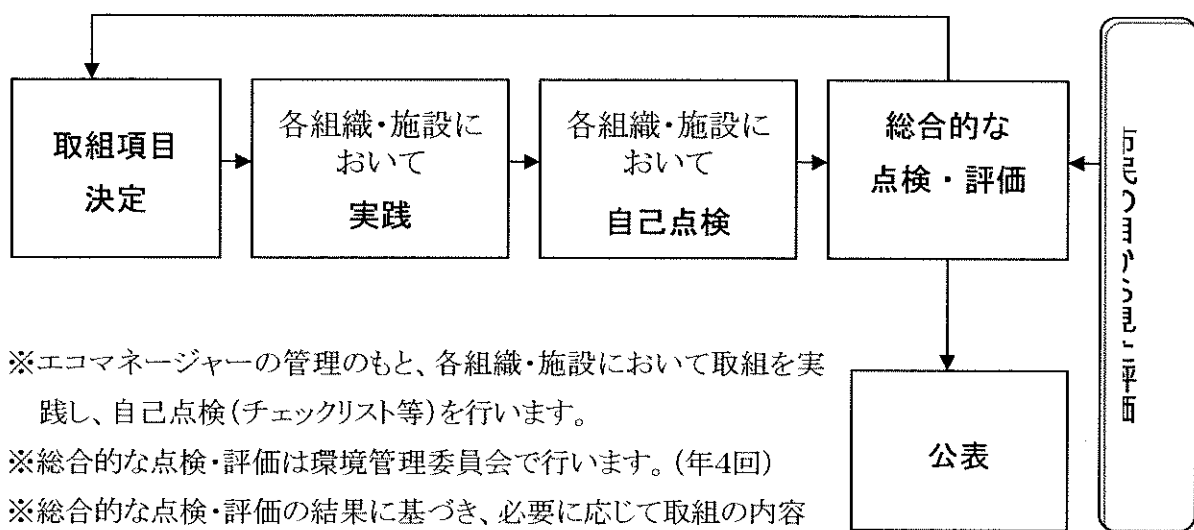
【関連文書】

■日野市環境マネジメントマニュアル

・4.5.1 監視及び測定

・4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置

【計画の推進・点検・評価の流れ】



2) 公表

以下に示す手法を用いて、地球温暖化対策に関する市の取組を、市民等に広く公表します。

(1) 広報ひの

「広報ひの」を通じて、適宜情報を提供します。

(2) 環境白書

日野市環境白書において、情報を提供します。

(3) 日野市ホームページ

より広く公表することを目的として、日野市ホームページに情報を掲載します。

(<http://www.hinocatv.ne.jp/~hinocity/>)

3) 職員に対する研修等

(1) 職員に対する研修の実施

ISO14001 の研修において、地球温暖化に関する情報、計画の目的・内容および取組の内容・実施項目等について研修を行います。また、新規採用時にも同様の研修を行います。

【関連文書】

■日野市環境マネジメントマニュアル

・4.4.2 訓練・自覚及び能力

(2) 計画書の配布

計画書を各職場に配布して、全職員の理解を深めることにより、職員一人ひとりの自主的な取組を促します。

(3) 表彰制度の検討

温室効果ガス削減に積極的に取り組んでいる個人及び組織等に対する表彰制度の創設を検討します。

4) 市民・事業者への啓発等

地球温暖化対策を促進していけるよう、市民・事業者に対して、以下に示す啓発等を行います。

(1) 環境家計簿の配布

市民に対して環境家計簿を配布することで、地球温暖化問題に対する意識を高めていきます。より多くの市民に継続的に環境家計簿をつけてもらうために、モニターを募集します。

(2) 講演会等の開催

市民・事業者を対象とした、環境講座の充実を図ります。

(3) 環境学習の充実

教育委員会と連携し、小・中学校等における環境学習の充実に向けて検討を行います。

(4) 地球温暖化クイズ等の検討

市広報やホームページ、パンフレット等を活用した地球温暖化問題のクイズ等、分かりやすい手段を使って啓発していきます。

【参考】今後の取組の展開に向けた検討事項

別表1に示した取組に加えて、地球温暖化対策をより推進していけるよう、市民・事業者との連携を強化し、新たな取組の検討を進めます。

●環境基本計画からの検討事項

- 太陽光発電システム等の新エネルギー利用促進

●環境省調査からの検討事項

環境省が平成12年度(2000年度)に実施した、市をケーススタディの一地域とした地球温暖化対策に関わる調査(地球温暖化対策実践ガイドライン構築の基礎調査)の内容を受けて、以下の取組の実行に向けた検討を進めます。

- 生ごみを利用したバイオガス発酵
- 電動アシスト自転車の貸し出し制度
- 生ごみの堆肥化―市内農地への還元―
- ファーマーズセンターにおける小規模物質循環の拠点づくり
- 修繕センターにおけるリユースシステムの構築

上記に関しては、環境省調査の結果、技術水準、環境省補助および市予算の状況を見極めながら導入の検討を行っていきます。

●その他の検討事項

- 天然ガススタンドの利用促進策の検討

